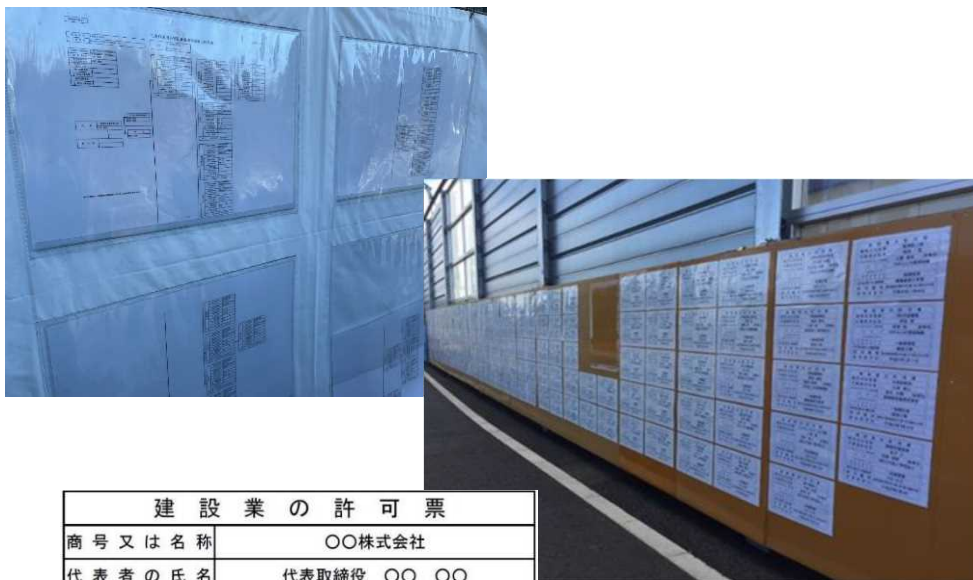


建設業許可標識等の掲示における デジタルサイネージの活用について

※令和4年1月27日国不建第444号・第447号・第449号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知

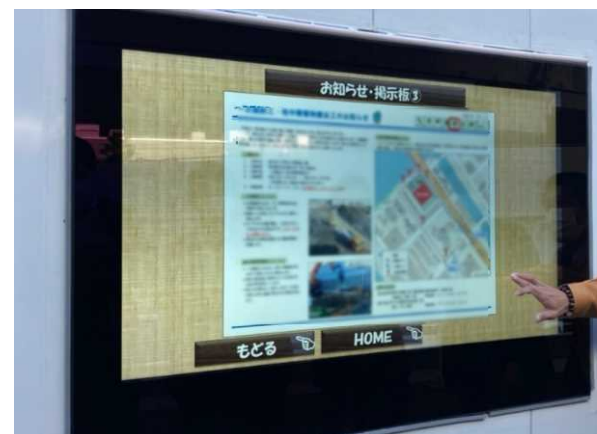
- 建設業法においては、**建設工事が許可業者により施工されていることや、安全施工の責任主体を示すことを目的**として、工事現場等の見やすい場所に「建設業許可標識」等を掲示することを求めている。
- 従来、紙などで行われていた工事現場における建設業許可標識等の掲示について、一定の要件を満たす場合は、**デジタルサイネージによる掲示も可能である旨を明確化**。
- これにより、印刷や防水加工、掲示作業に係る事務手間等の問題を解消し、**工事現場における省力化・効率化を推進**。

従来：紙やシートによる掲示



建設業の許可票			
商号又は名称	〇〇株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇		
管理 主任	技術者の氏名	専任の 有無	専任
	資格名	資格者証 交付番号	
	一級土木施工管理技士	第〇〇〇〇号	
一般建設業又は 特定建設業の別	特定建設業		
許可を受けた建設業	土木・とび・土工・舗装		
許可番号	国土交通大臣許可（特一〇〇）第××××号		
許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		

デジタルサイネージ※による掲示 も可能である旨を明確化



※タッチパネル・スライドショーいずれも可

※建設リサイクル法の解体工事業業者登録標識及び浄化槽法の浄化槽工事業業者登録標識についても同様に措置。



◆デジタルサイネージでの掲示の際に求める要件◆

- ・内容を簡明に確認することが可能な画面サイズ、文字サイズ、デザイン等であること
- ・当該デジタルサイネージで標識等を確認することができる旨の表示が付されていること 等